

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年9月29日

京都市教育委員会

委員長 田中 田鶴子

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4備考以外の部分中

15 職員が養育している中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の看護を行う場合	1年について5日以内でその都度必要と認められる期間
15 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア 当該子の看護 イ 当該子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添い ウ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	1年について7日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、7日に当該子の数から1を減じて得た数を加えて得た日数)以内でそのつど必要と認められる期間

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例
施行規則の規定は、平成18年9月1日から適用する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)